

報告第二十号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定により、  
区の公債権について、別紙調書のとおり和解したので、同条第二項の規定により、  
報告する。

平成二十三年九月二十七日

江戸川区長 多田正見

## 和解調書（総括表）

債権の名称(担当部課)	和解額	和解の件数
江戸川区学童クラブ育成料 (教育委員会事務局教育推進課)	788,000 円	9 件
合 計	788,000 円	9 件

## 和解調書

債権の名称 江戸川区学童クラブ育成料  
 担当部課 教育委員会事務局教育推進課

番号	和解額	和解日	和解の内容				
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者
1	54,000 円	平成23年4月19日	東京簡易裁判所 平成23年(八)第111064号	平成18年7月1日	元金 54,000 円	平成23年5月から平成23年6月まで 毎月6日限り 20,000円ずつ 平成23年7月6日限り 14,000円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
2	108,000 円	平成23年6月10日	東京簡易裁判所 平成23年(八)第111109号	平成19年1月1日	元金 108,000 円	平成23年7月から平成23年9月まで 毎月末日限り 28,000円ずつ 平成23年10月末日限り 24,000円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
3	64,000 円	平成23年4月27日	東京簡易裁判所 平成23年(八)第111125号	平成18年4月1日	元金 64,000 円	平成23年5月から平成24年8月まで 毎月20日限り 4,000円ずつ	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
4	118,000 円	平成23年5月20日	東京簡易裁判所 平成23年(八)第111137号	平成18年1月1日	元金 118,000 円	平成23年6月から平成24年7月まで 毎月5日限り 8,000円ずつ 平成24年8月5日限り 6,000円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
5	52,000 円	平成23年5月13日	東京簡易裁判所 平成23年(八)第111150号	平成18年11月1日	元金 52,000 円	平成23年6月から平成23年9月まで 毎月末日限り 12,000円ずつ 平成23年10月末日限り 4,000円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
6	60,000 円	平成23年5月12日	東京簡易裁判所 平成23年(八)第111154号	平成19年3月1日	元金 60,000 円	平成23年6月から平成23年8月まで 毎月15日限り 20,000円ずつ	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
7	108,000 円	平成23年4月27日	東京簡易裁判所 平成23年(八)第111164号	平成20年7月1日	元金 108,000 円	平成23年5月から平成25年7月まで 毎月20日限り 4,000円ずつ	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
8	128,000 円	平成23年4月27日	東京簡易裁判所 平成23年(八)第111165号	平成20年6月1日	元金 128,000 円	平成23年5月20日限り 2,000円 平成23年6月から平成28年8月まで 毎月15日限り 2,000円ずつ	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
9	96,000 円	平成23年5月30日	東京簡易裁判所 平成23年(八)第111180号	平成19年8月1日	元金 96,000 円	平成23年7月から平成25年6月まで 毎月末日限り 4,000円ずつ	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
計	788,000 円						